

令和 8 年度 第 1 回小樽市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	令和 8 年 5 月 28 日 (木) 13 : 00～13 : 25
場 所	第 3 委員会室
出 席 者	和賀委員、栗田委員、平山委員、渋谷委員、土屋委員、 前田委員、和泉委員、 河戸福祉保険部次長、須摩福祉保険部主幹、飯田保険年金課長、 庶務係長、保険係長、外係員 2 名
欠 席 者	片桐会長、相内委員、近藤委員、大本委員
庶務係長	・ 定刻となりましたので、ただいまより「令和 8 年度 第 1 回 小樽市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。本日は、片桐会長、近藤委員、大本委員が所用により御欠席のため、委員 11 名中 8 名の御出席をいただく予定です。 ※冒頭の欠席者は 3 名でしたが、急きょ相内委員が欠席となり最終的な欠席者は 4 名となりました。 ・ 初めに、新たに委員として御就任いただきました方を御紹介いたします。 ・ 被用者保険等保険者を代表する委員として御就任いただいております橋口委員の後任として、エア・ウォーター健康保険組合常務理事の前田委員に御就任いただいております。前田委員、一言御挨拶をお願いいたします。
前田委員	・ 改めまして、エア・ウォーター健康保険組合の前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私も橋口同様、大阪の方から来ておりまして、所々大阪弁が出るかと思いますが、お聞き苦しい点がございましたら何なりと御指摘いただきながら、いろいろなお話をできればと思っております。北海道は出張で何度も来ておりますので、土地勘はあるかとは思いますが、何せ冬場の生活をしたことはないのです、健康保険のお世話にならないように、けがをしないように過ごしていけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
庶務係長	・ ありがとうございます。 ・ 続きまして、事務局についてですが、人事異動がありましたので、御紹介させていただきます。 ・ 福祉保険部次長の河戸です。
福祉保険部次長	・ 福祉保険部次長の河戸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

福祉保険部次長 庶務係長 福祉保険部主幹 庶務係長	します。 - 福祉保険部主幹の須摩です。 - 須摩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 - 本協議会は、国民健康保険法第 11 条第 2 項の規定により設置されており、国民健康保険事業の運営に関する事項について審議していただく会となっております。本日は、令和 8 年度の国民健康保険料の確定賦課について御審議いただきますので、よろしくお願いいたします。 - さきほども申し上げたとおり片桐会長が所用により御欠席のため、会長代行の選出を行いたいと存じます。会長代行の選出にあたりましては、保険年金課長より進行をさせていただきます。
保険年金課長	皆さまこんにちは。保険年金課長の飯田と申します。会長につきましては、国民健康保険法施行令第 4 条により公益を代表する委員のうちから選出することになっており、代行の選出も公益を代表する委員から選出することになっております。本日御出席の委員で今いらっしゃるのは和賀委員だけということになりますので、和賀委員に代行をお願いしたいと思いますが、皆さまよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
保険年金課長	ありがとうございます。それではこの後、和賀委員に会長代行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
庶務係長	- それでは、議事に従って、進めさせていただきます。 - 和賀会長代行から御挨拶をいただき、以降は議事の進行をお任せしたいと思います。よろしくお願いいたします。
和賀会長代行	- 改めまして、先ほど御指名いただきました和賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 - それでは、議事に従って進行させていただきますが、最初に、議事録署名人につきましては、被保険者代表の栗田委員と国民健康保険医代表の渋谷委員をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。 - まず、報告(1)「令和 7 年度国民健康保険事業特別会計の決算状況について」説明願います。
保険年金課長	- 改めまして、保険年金課長の飯田と申します。できるだけ簡潔に、説明させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。 - それでは、令和 7 年度国民健康保険事業特別会計の決算状況について説明します。資料 1 を御覧ください。

保険年金課長

- まだ、5 月中は出納整理期間中で、令和 7 年度分の保険料の入金があるなど、金額が最終確定していない部分がありますので、現時点での収支としてお示ししております。
- 決算見込みといたしましては、上段「歳入」の決算見込みの合計 120 億 5,790 万 8 千円から、下段「歳出」の決算見込みの合計 120 億 212 万 4 千円を引いた額、下の A にある 5,578 万 4 千円が、現時点での見かけ上の黒字額となります。
- 最終的な黒字分については、9 月から 10 月に開催される第 3 回定例会で、令和 8 年度予算に繰越金として計上する予定となっており、その繰越金から超過交付分の返還金、B の 692 万 5 千円を差し引いた 4,885 万 9 千円を基金に積み立てることにしたいと考えております。
- なお、その右にあるとおり、令和 7 年度に道から交付された交付金のうち、「結核・精神医療費多額」分の 1,311 万 3 千円が超過交付となっており、翌々年度の令和 9 年度の道への納付金に上乗せする形で、道に支払うことになっております。そのため、令和 7 年度の実質的な収支は、4,885 万 9 千円から 1311 万 3 千円を引いた、3,574 万 6 千円の黒字となる予定です。
- 令和 7 年度の「決算状況」につきましては、以上でございます。

和賀会長代行

- ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問等あればよろしくお願いいたします。

各委員

- 異議なし。

和賀会長代行

- 特にないようですので、次に進みます。
- 議題(1)「令和 7 年度国民健康保険料確定賦課について」説明願います。

保険年金課長

- それでは、議題(1)「令和 7 年度国民健康保険料確定賦課について」御説明いたします。
- まず、最初に保険料の仕組みについて説明いたします。保険料は、国保加入者の医療費などの経費に充てられる医療分、75 歳以上の後期高齢者の医療費について、現役世代がその一部を負担することとされている分の後期高齢者支援分、40 歳以上 65 歳未満の介護保険 2 号被保険者の方の介護保険料分で、加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっている介護納付金分、子育て世代を社会全体で支えるために令和 8 年度から新設された子ども・子育て支援金分の 4 つで構成されています。
- 次に保険料の算定ですが、医療分について説明させていただきますと、保険給付費と保険給付費等交付金は同額となっていま

すので、保険料の算定は、その年に必要と見込まれる北海道へ納める納付金や保健事業費などの歳出に対して、北海道からの特別交付金や市からの繰入などの歳入の見込み額との差額を、保険料で徴収するという仕組みになっております。

- ・ 医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの賦課総額は、条例で定める賦課割合で所得割、均等割、平等割に按分して賦課することとなっております。所得割は世帯の加入者の所得に応じて計算するもの、均等割は世帯の加入者数に応じて計算するもの、平等割は1世帯にいくらかと計算するものです。
- ・ 按分して出された総額を、それぞれ総所得額、被保険者数、世帯数で割り、所得割率、均等割額、平等割額を算出します。今年から新設された子ども・子育て支援金分につきましては、北海道が算定した全道統一保険料となっております。
- ・ 「資料3」を御覧ください。
- ・ 令和8年度国民健康保険確定賦課についてであります。まず、標準保険料率賦課割合について御説明させていただきます。
- ・ 標準保険料率賦課割合とは、平成30年度の国保財政運営の都道府県単位化に伴い、都道府県から示されるようになった、統一的なルールに基づき積算された各市町村の保険料率の賦課割合のことです。「道内どこへ行っても所得や世帯構成が同一であれば同一の保険料」とすることが目標となっており、「北海道国保運営方針」では、道内全市町村が令和12年度までに標準保険料率を適用するように求めているとして、それに向けて全道で協議を進めているところです。
- ・ 小樽市の賦課割合は、標準保険料率賦課割合と令和2年当時は大きく乖離しておりました。ここには記載しておりませんが、令和2年度当時、小樽市の賦課割合は54:29:17となっており、標準保険料率は36:37:27ということで、18ポイントほど差があるような形となっておりましたので、12年度に向けての激変緩和を考慮いたしまして、令和3年度から10年かけて標準保険料率賦課割合を適用するという事で進めてまいりました。
- ・ 令和8年度の応能割、応益割につきましては、40:35:25ということで、前回開催の運営協議会において了承いただき、3月に条例改正したところです。令和8年度時点の北海道が求める標準保険料率賦課割合は、所得割39%、均等割36%、平等割25%となっており、北海道が算定する標準保険料率に変更がなければ、1ポイント変更することで、標準保険料率と一致する予定と

なっています。今後については、次年度の予算作成に向けて検討していきたいと考えています。

- ・ 先ほど、資料 2 で申し上げましたが、賦課総額は、条例で定める賦課割合で按分して賦課することとなっており、計算の結果、令和 8 年度の保険料については、右下の表のとおりとなりました。医療分が所得割率 8%、均等割額 27,960 円、平等割額 28,320 円、後期高齢者支援金分が所得割率 2.3%、均等割額 8,280 円、平等割額 8,280 円、介護納付金分が所得割率 2.1%、均等割額 8,160 円、平等割額 6,480 円、子ども子育て分につきましては、所得割 0.29%、均等割額 1,100 円、平等割額 1,000 円、となっております。子ども子育て分の均等割額には、18 歳以上均等割というもの、100 円が含まれております。詳細は、後ほど資料 4 で、その下の、「令和 8 年度保険料の試算」については資料 5 で説明します。
- ・ では、「資料 4」を御覧ください。
- ・ 詳しい説明は省略させていただきますが、歳入・歳出ともに、令和 8 年度予算額や、北海道から示された最新の額を計上しております。
- ・ この表にある歳入と歳出の差額を保険料で集めるということとなります。令和 8 年度については、最終的な医療分の収入不足額、すなわち保険料総額が約 10 億 3500 万円となります。
- ・ 同様に真ん中上の表、後期高齢者支援金分については、約 3 億 320 万円の保険料総額、その下の表、介護納付金分については、約 9,900 万円の保険料総額となります。
- ・ この保険料総額に保険料の軽減分や収納率等を考慮して、賦課総額を計算し、条例で定めた賦課割合になるように所得割率、均等割額、平等割額を算出するものです。
- ・ なお、子ども・子育て支援金分は、約 3,360 万円を全道統一の保険料率で集めることとなります。
- ・ 「資料 5」を御覧ください。
- ・ 1 段目と 3 段目の表は、それぞれ今回算出した保険料率と昨年度の保険料率を比較しているもので、左から順に、(1)医療分、(2)後期高齢者支援金分、全保険者が対象の(1)と(2)を足したものの、左下にいきまして、40 才から 64 才が対象となる(3)介護納付金分、子ども・子育て支援金分は、今年度から新設されたため比較はありませんが、参考として掲載しています。
- ・ 傾向としては、所得割と平等割が下がり、均等割の金額が上がっ

ています。これは、先ほど説明した、北海道が求めている標準保険料率賦課割合に小樽市の賦課割合を合わせるため、応能割を下げ、応益割のうち均等割を上げたことが要因です。

- なお、右下の表にあるとおり、被保険者の実際の所得で計算した結果、予算作成時の想定料率より下がっています。
- 2 段目と 4 段目の表は、全調定額と一人当たりの額、一世帯当たりの額の比較です。右の全被保険者が対象の(1)+(2)で行きますと、昨年度と比較し、年額で一人当たり 182 円高く、一世帯当たり 1,051 円低くなる計算になります。
- 表には載せていませんが、介護分と子ども分を合わせますと、一人当たりは 2,839 円、一世帯あたりは、2,162 円高くなっています。
- 続きまして「資料 6」を御覧ください。
- この表は、給与収入を縦軸に、世帯人数を横軸にした、収入・世帯ごとの年額保険料の目安です。横軸の世帯人数、1 人世帯、2 人世帯、3 人世帯、4 人世帯となっていますが、それぞれ収入に応じた保険料額が記載され、その右側に対令和 7 年度の確定賦課との比較が記載されております。先ほど説明した応能割と応益割の変更に伴い、所得割がかかっているなど、所得の低い世帯は保険料が上がる一方、所得のある世帯では保険料が下がる傾向です。
- なお、小樽市の国保加入世帯の約 4 割が表の最上段、所得 43 万円以下の 7 割軽減に該当します。
- 次に、「参考資料」を御覧ください。
- 令和 6 年度の納付金の算定から、医療費水準を保険料に反映させないこととなりましたので、こちらは本市の保険料の確定賦課に直接影響がないものとなっておりますが、参考のため小樽市の「一人当たり保険給付費の推移」について作成した資料となっております。
- 表は年度末で、どの程度の保険給付費、医療費がかかったかという決算数値です。左側のグラフが一人当たり保険給付費、右側のグラフが保険給付費総額となっています。
- 右側の保険給付費総額は、国保加入者数の減少に伴い減少傾向にあります。ただ、左側の一人当たり保険給付費は、年々上昇している傾向にあります。
- 資料の説明は以上となります。
- 最後に今後の予定についてですが、本日の協議会で了承を得ら

保険年金課長	れましたら、6月1日(月)に料率の告示をし、納付通知書の作成に取り掛かり、6月15日(月)に納付書を発送予定です。
和賀会長代行	・ ただいまの説明につきまして、御質問等あればよろしくお願いいたします。 ・ 特に御質問御意見等ございませんので、議題(1)について、ただいまの説明のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
各委員	・ 異議なし。
和賀会長代行	・ ありがとうございます。では特に御意見等ございませんでしたので、このように決定いたします。 ・ 本日予定しておりました議題は終了しましたが、(2)「その他」について、事務局よりお願いします。
庶務係長	・ 本日、令和8年度小樽のけんしんまるわかりブックとたるトク健診のご案内と書いてあるチラシのほか、高額療養費制度の見直しについての資料を机上に配付しております。 ・ けんしんまるわかりブックは、特定健診やがん検診等の内容が記載されているリーフレットで、5月1日に新聞折込で配布しております。また、特定健診で使用します受診券は5月8日に発送しております。 ・ たるトク健診のチラシにつきましては、特定健康診査の案内が記載されていまして、6月に発送する国民健康保険料の納付書に同封して発送するとともに、市内町会へ依頼し、回覧するものです。 ・ 高額療養費制度の見直しについて現在国のほうで、関係政令等の手続き中ですが、お配りした資料のように変更される予定ですので、参考までに配付させていただきました。 ・ 以上になります。
和賀会長代行	・ ありがとうございます。そうしましたら、議事次第については以上になりますが、委員の皆さま方から特に何かございますか。 ・ よろしいですね。では以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上